

絆 きずな [kizuna]

ぐんま人権情報誌【秋冬号】
VOL.17
2015

特集
「犯罪被害と人権」



目 次

巻頭言

「犯罪被害と人権」

被害者支援センターすてっぷぐんま理事長

糸 正行 2・3

行政の取り組み

紹介 群馬県性暴力被害者サポートセンター

4

地域の活動

男女共同参画フェスティバル開催

LGBTについて理解を深める

5

インタビュー

女性教育長の活躍に期待

邑楽町教育委員会教育長 大竹 喜代子

6

トピックス

NHK大河ドラマ「花燃ゆ」初代群馬県令

「楫取素彦と人権」

人間の平等に尽くした初代群馬県令楫取素彦の業績

楫取素彦顕彰会会長 中村 紀雄

7

インフォメーション

群馬県人権啓発フェスティバル in ぐんま

人権に関する主な相談窓口一覧

あとがき

8

群馬県性暴力被害者サポートセンター 「Saveぐんま」が開設されました

～総合的な支援を通して被害者の人権を守る～

群馬県は、医療機関や民間被害者支援団体などと連携して「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を開設し、被害者の支援を進めています。



センターは、性犯罪や性暴力の被害者に、被害直後からの産婦人科医療をはじめ、相談・カウンセリング等の

心理的支援、行政手続の支援、法的支援等様々な支援を一か所でコーディネートして提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、早期の健康回復を図るとともに、被害の潜在化防止を目的とするものです。

支援・相談を求める人が落ち着いた気持ちで、抵抗なく利用できるよう配慮された相談支援室が整備されています。



サポートセンターの愛称は「Saveぐんま」

Save(救う)とともに、Sexual(性的) assault(暴力) victory(克服) empowerment(支援)の頭文字で「性暴力の被害を克服し、自立に向けて支援する」を意味します。

相談には、専門の研修を受けた相談員が配置され、被害に遭われた方の立場に立って回復に向けた第一歩が踏み出せるようサポートしています。また、必要に応じて、医療機関や行政機関、弁護士等と連携して対応することができます。

犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえて、性暴力被害者等への支援に取り組んでまいります。



相談・問合せ先
「Saveぐんま」(群馬県性暴力被害者サポートセンター)
TEL 027-329-6125 FAX 027-329-6215
月～金曜日(9時～16時 祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス <http://savegunma.jp/>

犯罪被害者等基本法(平成16年制定)一部掲載

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する。
2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

表紙について

性暴力被害者を救済・支援する「群馬県性暴力被害者サポートセンター」が開設されました。写真は、開設に向けて協力いただいた関係者の出席のもと、6月24日に行われた開所式の様子です。

主催者である、拠点病院、被害者支援団体、群馬県の3者により掲示看板の掲出が行われました。

地域の活動

男女共同参画フェスティバル～輝こう群馬の女と男～

6月27日(土) 前橋市大手町のぐんま男女共同参画センターにおいて、「輝こう 群馬の女と男～みんなの未来はあったか社会」をテーマに「男女共同参画フェスティバル」が開催されました。

各団体の活動紹介パネル展示、健康相談、スタンプラリー、バルーンアート等、多彩なイベントが行われました。

恒例のバザーには、地場産野菜、パン、手作り品や鉢花等が販売され、たくさんの人でぎわいました。

また、人権啓発活動として、人権キャラクターの「人権あゆみちゃん」が、群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちやん」とともに参上し、啓発グッズの配布と合わせて人権意識の高揚に努めました。



シンポジウム開催 「ぐんまの元気は女性の活躍から～パートII」

群馬県初の女性市長である、茂木英子安中市長による基調講演やシンポジウムが行われ、女性の活躍推進について多様な意見が述べられ、男女共同参画社会推進に力を与えました。



LGBTってなに?～理解を深めよう、多様な性の在り方に～

LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、からだの性とこころの性が一致していない状態(トランスジェンダー、Transgender)の頭文字をとった名称です。LGBTは日本国内ではおよそ7.6%、13人に1人の割合でいるということです。

「男」「女」という既成概念から生じる偏見や無理解に加え、教育、社会保障、法律、福祉といった様々な制度からも抜け落ちているのが現状です。

LGBTを含め、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)に関しては、個人の尊厳を傷つけるばかりでなく、非常に多い割合で自殺を考える人がいるという現実があり、命に関わる重大な人権問題であると言えます。

ここ数年各方面で講演会や学習会等が開催され、LGBTについての理解が広まりつつありますが、まだまだ十分ではありません。

大学生のLGBTの人たちが中心で組織する特定非営利活動法人「ReBit」による公開授業が、共愛学園前橋国際大学で開催されました。学生以



ReBitによる公開授業(共愛学園前橋国際大学にて)

また、「セクシュアリティ」について4つの要素があり、性の在り方の理解を深めることができました。

「セクシュアリティ」(性の在り方)の4つの要素

①からだの性…外性器・内性器・性腺・性染色体の状態や性ホルモンのレベルなどから定められる

②こころの性…自分で自身の性別をどのように認識しているかを表す

③好きになる性…恋愛や性愛の対象となる性を表す

④表現する性…服装や行動、振る舞いに“どのような性らしさが含まれるか”との社会的構築物を表す

からだの性×こころの性×好きになる性×表現する性

=セクシュアリティ(性の在り方)

「ReBit」URL: <http://rebitlgbt.org>

インタビュー

女性教育長の活躍に期待

邑楽町教育委員会教育長 大竹喜代子さんに聞く



大竹教育長さんは、現在群馬県でただ一人の女性教育長として活躍されています。女性の視点を生かした教育行政の推進について話を伺いました。

Q1 教育行政で重点としていることはどんなことですか。

A. 学校・家庭・地域・行政が一体となった人づくり
「郷土を愛し、人と人とがつながり、生き生きと高め合う教育行政の推進」を基本方針としています。

その具体策の1つは、「ひとづくり」です。学校教育では「おうら生き生きプラン」の下、確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きる子どもの育成を進めます。

また、子どもの成長は、規則正しい生活習慣が確保されるしっかりとした生活基盤に支えられます。この生活基盤づくりは、家庭にも協力をお願いし、学校・家庭・地域の連携・融合・連帯によってより確かなものにしていきます。

さらに、生涯学習や文化・スポーツの推進と合わせて、町民の生きがいと町の未来を創造する総合的な人づくりを目指しています。

2つめは、「教育環境の整備」です。人的環境・物的環境・心的環境の3つの環境づくりに努めています。これらの環境整備が前に述べた「ひとづくり」を支えるものです。

これらを町長の理解と関係者の支援の下、総合的に推進しています。

Q2 女性の視点を活かすとはどのようなことでしょうか。

A. その人の特性を活かすことが大切

仕事をする上では「女性としてではなく、人間として仕事をしている」と考えています。これは、人の力や人間性というものは男女の区別でなく、その人の特性を活かし、力を発揮することが大切であると考えます。

とかく、「女性だから…」というようなことをあまり意識しないで取り組むことができること、優しくおおらかに物事を考え、



教育長室での執務の様子



スポーツ少年団の子どもたちを激励する教育長

きめ細かに対応することが女性の視点ということになるのかも知れません。

Q3 教育長自らが各学校に情報紙「生き生きおうら」を発信していることはとても特色ある取り組みだと思います。

そのねらいはどんなことですか。

A. これだけは町の全学校で取り組みたい

情報紙の発行は今年で4年目になりました。月1回を目安に全学校へ情報を提供しています。国や県等から得た最新情報の提供の他、その時々で話題となっている社会問題等について、学校と一緒に考えていきたいと思っています。

各学校の経営は各学校長の創意に安心してお任せしていますが、町として「これだけは全学校で取り組もう」というものを提言しています。また、学校や子ども等に関する町の教育行政についての理解を深めていただいている。

小学校に出向き授業を参観する教育長さん。
児童のそばに寄って気軽に声をかけ励まします。児童からも「教育長さん」と声をかけられるほど親近感をもたれています。(長柄小学校にて)



Q4 男女共同参画の推進についてのご所見は。

A. 力や人間性のある人を男女関係なく積極的に活用していくことが基本

男女共同参画は性別に関係なく、その人の力を發揮する場を保障することが大切だと考えます。

また、「人生二刀流」という言葉のように、仕事の立場と個人(私人)の立場とを区別し、生活にメリハリを付けたいと考えます。仕事はバリバリ、私的には服装や身だしなみなどに気を遣い、女性として自分らしく生きることも大事にしたいですね。

大竹喜代子教育長は、幼稚園・小学校・中学校の教師や校長としての勤務を経て、平成23年8月から邑楽町の教育長に就任されました。平成27年度より2期目に入り、教育行政の推進をとおして、人と人がよりよくつながり、自ら進んで生き生きと高め合えるような学校や地域づくりを目指して、日々活躍されています。

今回、快くインタビューに応じていただき、教育長としての教育行政への思いと郷土愛を温かく語っていただきました。(ま)

* 情報紙等は邑楽町のホームページから見られます。
<http://www.town.ora.gunma.jp/>

TPICS

かとりもとひこ 楫取素彦と人権

人間の平等に尽くした初代群馬県令 極取素彦の業績



楫取素彦顕彰会 会長 中村 紀雄

群馬県が全国最初の廃娼県を実現

群馬県議会が明治15年廃娼の建議を可決し、県令楫取素彦は同年6年の猶予期間をおいて実施することを布達した。その後紆余曲折を経たが明治26年廃娼は実施され日本で初の公娼廃止県となつた。これをもつて群馬は廃娼に於いて金字塔を打ち建てたと称された。このことは、群馬の県政史上画期的であることは勿論、日本の人権史上に於いて特筆すべきことであった。

今日の日本国憲法は人間の尊重を基盤とし、その14条は、全ての国民の法の下の平等を定め、人種、信条、性別による差別を禁じている。しかし、明治憲法が認めるのは、法律の範囲内に於ける臣民の権利であり、本来の基本的人権ではなかった。



楫取素彦肖像画

文明開化で人権思想の流入

公娼の歴史は室町時代まで遡ると言われる。公に認められた制度であるためほとんどの人々は長い間特に疑問を抱くこともなかった。しかし、廊の女性の実態は悲惨であり、正に人間性無視の奴隸であった。お上が定めたということで陋習は続き人々は不思議とも考えず惰性に流れていた。大きな変化は、新時代の到来と共に生じた。開国以来、文明開化の風潮と共に西欧の人権思想が我が国にも入ってきたのである。明治政府は國の方針としてこの流れに乗ることを宣言した。明治元年の五箇条の御誓文は、「旧来の陋習を破り天地の公道に基づくべし」と定めた。公娼こそ旧来の陋習である。目醒めた心ある人々はこのことを強く意識したに違いない。そして、このことは、群馬の人々の意識にも大きな影響を与えたと思われる。

更に大きな出来事は、明治5年の奴隸船マリア・ルーズ号事件に関して起きた。この事件に関して日本の公娼を奴隸だと指摘された政府は太政官布告第295号でもって娼妓解放を宣言したのである。

楫取素彦は近代群馬の基礎を築いた名県令(現知事)です。明治9年(1876)4月熊谷県令となりましたが、同年8月に熊谷県は群馬県と改められ、群馬県令となりました。先見的な見地をもって教育の振興や絹産業の発展に努めました。富岡製糸場の世界遺産登録に加え、本年は楫取が県令となってから140年目を迎え、NHK大河ドラマで放映されるなど、郷土ゆかりの偉人が脚光を浴びています。

県議会の業績を見つめ直す時

このような時代の清新な流れの中で群馬の廃娼運動は進められた。県議会を中心となったのは湯浅治郎、真下珂十郎等のキリスト教徒の議員たちであった。そして、この議会の動きに共鳴した人が県令楫取素彦であった。

後に、大正3年に群馬県廃娼20周年記念大会が開かれた。この時、廊清会群馬支部長で前・前橋市議会議長の徳江亥之助は開会の辞で次のように述べた。「諸君、精神文明を以て物質文明よりも優秀のものとするなら、利根の流れ、赤城榛名妙義の山よりも、又古来世に称せられた群馬の蚕桑織物よりも、全国唯一の廃娼地たる事を以て天下に誇るべきではありませんか」

今や、基本的人権は普遍的価値として世界をおおいつつある。そして、日本国憲法が最も尊重する宝である。一方で、今日、日本人の精神の荒廃は甚だしい。右の徳江亥之助の言葉は今日的意義をもって私たちの耳に刺さる。

今こそ、明治初期の県議会の業績をしっかりと見つめ直す時ではないか。

「至誠」の言葉が人間尊重を押し進める

振り返って、改めて重視すべきことがある。廃娼の実現は県政執行の長たる県令楫取の決断がなければ不可能であったことである。この楫取の決断は地方自治の観点からも特筆されるべきものである。そして、楫取を動かしたものが、その人間性であることに思いを致す時、義兄吉田松陰との関係を無視することは出来ない。松陰は教育者の信念として人間は平等であるという価値観を有していた。これが下級武士の精神を奮い立たせ身分社会を突き崩し新しい世を創るエネルギーを生んだ。松陰は楫取に「至誠にして動かざるは未だらざるなり」の言葉を遺したが、同様の価値観をもっていたと思われる楫取は松陰の遺志を実践した。それが廃娼であった。この人間尊重を押し進める力が「至誠」の言葉であったと思われる。

■ 人権啓発フェスティバルinぐんま

平成27年12月6日(日) 13:00~17:30 安中市文化センターホール

- ・人権啓発展示コーナー・作品展示
- ・人権講話
- ・人権演劇「罪と罰」群馬県立勢多農林高等学校演劇部ほか

〈問い合わせ先〉

群馬県人権男女・多文化共生課

電話 027-226-2906 FAX 027-220-4424

■ 人権に関する主な相談窓口一覧

群馬県では、人権に関する様々な相談窓口を開設しています。気がかりなことや困ったことなどがあれば、遠慮なくご相談ください。

概要	機関	お問い合わせ	相談時間帯(電話相談)
女性	■配偶者からの暴力 ■人間関係や生活上の悩み	女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL 027-261-4466 月～金曜(9時～20時) 土・日・祝日(13時～17時)
性	■男女共同参画	とらいあんぐるん相談室	TEL 027-224-5210 火～金曜(9時～12時・13時～16時) 土・日(9時～12時)
子ども	■子育て支援	こどもホットライン24 (群馬県中央児童相談所)	0120-783-884 24時間 携帯電話の方 TEL 027-263-1100
高齢者	■児童虐待	群馬県中央児童相談所 群馬県西部児童相談所 群馬県東部児童相談所 中央児童相談所北部支所 (渋川保健福祉事務所内)	TEL 027-261-1000 TEL 027-322-2498 TEL 0276-31-3721 TEL 0279-20-1010 月～金曜(8時30分～17時15分)
障害のある人	■いじめ	いじめ電話相談 (群馬県総合教育センター いじめ・生徒指導相談室)	0120-889-756 月～金曜(9時～19時) 第2・第4土曜日(9時～15時) 携帯電話の方 TEL 0270-20-1515
外国人	■老人福祉全般	群馬県高齢者総合相談センター (公財)群馬県長寿社会づくり財団内) 〒371-8517 前橋市新前橋町13-12	TEL 027-255-6100 月～金曜(9時～17時) (祝日・年末年始を除く)
犯罪被害者等	■身体障害 ■知的障害 ■精神障害	障害者110番 群馬県障害者社会参加推進センター	TEL 027-251-1100 FAX 027-255-6275 月～金曜(9時～15時) (祝日・年末年始を除く)
	■精神障害	群馬県障害者権利擁護センター (障害のある人への虐待関係の窓口)	TEL 027-289-3127 FAX 027-212-7260 Eメール shougaikenriyoudo@gunma-csw.or.jp 夜間休日 TEL 080-8910-1011 月～金曜(9時～17時) (祝日・年末年始を除く)
人権全般	■外国人の日常生活に関する各種相談	(公財)群馬県観光物産国際協会 ○人権に関する相談については、専門機関を紹介しています。 ○右の言語について、通訳の対応をしています。 ※詳細はお問い合わせください	TEL 027-243-7271 <ul style="list-style-type: none"> ●英語／火・木曜(8時30分～17時) ●中國語／月・火(9時～17時30分)木・金曜(8時30分～17時) ●ポルトガル語／月・火・金曜(8時30分～17時) ●スペイン語／月・木曜(9時～17時30分) ／火・金曜(8時30分～17時)
犯罪被害者等	■犯罪被害者等支援	群馬県警察本部「犯罪被害者相談」 群馬県警察本部「警察安全相談」 群馬県警察本部「女性相談者専用電話」	TEL 027-221-7777 TEL 027-224-8080 TEL 027-224-4356 平日(8時30分～17時15分) 又は#9110 24時間 平日(8時30分～17時15分)
犯罪被害者等	■民間援助団体 ■性暴力被害者支援	公益社団法人被害者支援センター すてっぷぐんま 群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)	TEL 027-253-9991 月～金曜(10時～16時) (祝日・年末年始を除く) TEL 027-329-6125 月～金曜(9時～16時) (祝日・年末年始を除く)
人権全般	■住宅	群馬県住宅供給公社 ぐんま住まいの相談センター 〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号 (住宅供給公社ビル1F)	TEL 027-210-6634 月～日曜(8時30分～17時15分) 祝日(土日にあたる場合は除く)、年末年始は休み ※法律相談・不動産相談等の「専門相談」については日程・予約など、電話でお問い合わせください。
人権全般	■人権全般 ■同和問題	人権男女・多文化共生課	TEL 027-226-2906 月～金曜(8時30分～17時15分) (祝日・年末年始を除く)

※相談日については、祝日や年末年始などの対応が異なりますので、詳しくは各機関等へお問い合わせください。

あとがき

今回は犯罪被害者と人権をテーマに、群馬県が今年度開設した性暴力被害者サポートセンターに関する内容を特集しました。

被害者支援に取り組む方々への感謝と共に、犯罪のない人権尊重社会の実現の重要性を感じました。(ま)



ぐんま人権情報誌【秋冬号】

VOL.17

2015

●発行／群馬県人権男女・多文化共生課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424